



平成 23 年 9 月 7 日

各 位

会社名 サトウ食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 元
(コード番号 2923 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 笠原康司
(TEL 025-275-1100)

控訴審の中間判決に関するお知らせ

当社が、平成 22 年 12 月 14 日付で「当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」で公表しました越後製菓株式会社（以下「控訴人」と言います）から、平成 22 年 12 月 13 日付で提起されていた特許権侵害差止等請求控訴事件において、本日、知的財産高等裁判所より中間判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. 中間判決のあった裁判所及び年月日

知的財産高等裁判所

平成 23 年 9 月 7 日

2. 訴訟の経緯

当社が製造・販売する切込み入り切り餅において、控訴人所有の特許権を侵害するものとし、控訴人より平成 21 年 3 月 11 日に東京地方裁判所へ、当該製品の製造・販売の差止め請求、及び 14 億 85 百万円の損害賠償を求める訴えがなされました。

これに対し当社は、一貫して当社製品は控訴人の特許権を侵害するものではないと主張して参りました結果、平成 22 年 11 月 30 日に東京地方裁判所より控訴人の請求をいずれも棄却する判決が下されましたが、控訴人はこの判決を不服として控訴していたものであります。

3. 中間判決の内容

(1) 当社製品は本件発明の技術的範囲に属する。

(2) 控訴人の特許は特許無効審判により無効にされるべきものとは認められない。

4. 今後の見通し

今後、当社の業績に影響が生じることとなった場合には、速やかにお知らせいたします。

当社は、現時点でも、控訴人の特許権を侵害するものではないと考えておりますが、今後の損害論の審理においても争ってまいります。

以上